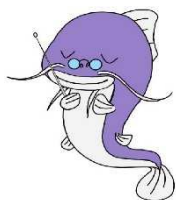


木造住宅耐震改修



～青森市木造住宅耐震改修補助事業のご案内～

耐震リフォームで地震に備えましょう。

青森市は、災害に強く安全性の高いまちづくりに資することを目的とし「青森市木造住宅耐震改修補助事業」を実施します。

この事業は、青森市内に存する木造住宅の所有者又は居住者※が、耐震改修工事や建替工事を実施する場合に、青森市がその経費の一部を補助するものです。補助金の交付を希望するかたは、要件を確認のうえ、お申し込みください。

※居住者とは、青森市民で補助対象住宅に現に居住している方（所有者又は所有者の二親等以内の親族に限る。）をいいます。

●補助対象住宅

補助の対象となる住宅は青森市内に存し、以下の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築され、かつ、同年6月以降に増改築されていない住宅。
- (2) 在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された木造住宅であること。
- (3) 居住者の居住の用に供されている一戸建て住宅（住宅以外の部分がある場合は、住宅部分の延べ面積が全体の2分の1以上、かつ、住宅以外の部分の床面積の合計が50平方メートル以下であること。）。
- (4) 本事業の要綱に基づく補助を受けていない住宅であること。
- (5) 建築基準法に違反していない住宅又は耐震改修工事等の施工により同法の規定に適合することとなる住宅※であること。
- (6) 所有者及び居住者が市税を滞納していないこと。

※一部受付できない住宅がありますので窓口にてご相談ください。

●補助対象者

補助の対象となるかたは、以下の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 補助対象住宅の所有者又は居住者
- (2) これまでに青森県や青森市で実施していたリフォーム補助事業等を利用していないかた。

●補助率・補助限度額

補助対象経費の 23.0%以内 かつ 1,004,000円以内

※補助対象工事及び補助対象経費については裏面に記載。

●仮申込みの受付について

本申請の前に仮申込みが必要です。先着順で受付けます。

受付期間：令和7年7月1日（火）から11月28日（金）まで

※補助金申請額が予算上限に達した時点で仮申込みの受付を終了します。

募集戸数：1戸程度

（ただし土・日・祝日を除きます。受付時間8：30～17：00）

●仮申込みに必要な書類

下記の書類を受付窓口（本庁舎3階・建築指導課）まで持参してください。

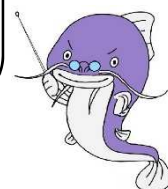
なお、郵送による受付は行いません。

① 仮申込書（別紙様式1）

本庁舎（建築指導課）、各支所、市民センターで配布するほか
市のホームページからダウンロードできます。

② 改修工事又は建替工事に係る見積書（明細書付き。写し可。）

③ 居住者の本人確認及び所有者との親族関係を確認できるもの等 （運転免許証、パスポート、個人番号カード、戸籍謄本などの写し）



<補助対象工事>

補助の対象となる工事は以下のとおりです。

○ 耐震技術者（青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者）が耐震改修計画（上部構造評点1.0以上）を作成し、工事監理を行う耐震改修工事

○ 建築士が設計し、工事監理を行う建替工事

※補助金交付決定前に着手した工事や、耐震改修工事に併せて行う増築工事等、建替工事に併せて行う既存住宅の除却工事、本市又は国の他の制度に基づく助成金の交付を受けた工事若しくは受ける予定の工事は補助対象工事となりません。

<補助対象経費>

補助金の交付の対象となる経費は、以下の区分に応じて当該区分に掲げる経費です。

（1）耐震改修工事の場合

既存住宅の耐震改修工事に要する工事費、設計費及び工事監理費等

（2）建替工事の場合

建替工事に要する工事費、設計費及び工事監理費並びに建築確認申請手数料等

※以下については補助対象経費に含まれません。

- ・耐震改修に関連性が無いリフォーム工事費、外構工事費
- ・建替工事に伴う既存住宅の除去工事費、外構工事費
- ・照明器具及び家庭電化製品の購入費（設置・取付を含む。）、土地購入費、電力申請代行手数料、下水道申請手数料、用途が不明確な費用など。

仮申込み・問い合わせ先

青森市役所 本庁舎3階
都市整備部 建築指導課 建築指導チーム

TEL 017-752-8274
FAX 017-752-9015